

16 母子及び父子並びに寡婦の福祉

ひとり親家庭等の自立支援・相談、母子父子寡婦福祉資金の相談、児童扶養手当の支給などの支援をします。

① 母子・父子自立支援員

母子・父子・寡婦家庭のあらゆる相談に応じ自立を支援します。

(相談件数)

		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
		母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
生活一般	住宅	1	0	0	0	0	2	6	0	5	0
	医療	10	0	1	0	19	0	3	0	27	0
	家庭紛争	2	0	3	0	0	0	2	0	2	0
	就職	3	1	3	0	6	0	10	0	12	0
	結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	養育費	3	0	0	0	0	0	2	1	2	0
	その他	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0
	小計	19	1	7	0	27	4	23	1	49	0
児童	養育	7	0	0	0	7	1	3	0	2	0
	教育	4	1	3	0	0	0	1	0	5	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
	その他	2	0	0	0	1	0	3	0	2	0
	小計	13	1	3	0	8	1	7	0	17	0
生活支援	母子福祉資金	142	－	117	－	102	－	94	－	75	－
	父子福祉資金	－	0	－	0	－	0	－	11	－	2
	寡婦福祉資金	0	－	2	－	0	－	0	－	0	－
	公的年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当	34	0	49	3	53	2	60	4	62	6
	生活保護	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	税金	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	4	0	7	0	6	0
	小計	177	1	169	4	161	2	163	15	143	8
婦人相談	一般婦人相談	94	－	73	－	60	－	89	－	110	－
	DV 防止保護法による一時保護	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
	小計	94	－	73	－	60	－	89	－	110	－
その他	売店	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
	たばこ販売	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
	母子世帯向公営住宅	0	－	0	－	0	－	7	－	3	－
	母子福祉施設の利用	0	－	0	－	0	－	1	－	0	－
	母子寮	0	－	0	－	2	－	0	－	1	－
	小計	0	－	0	－	2	－	8	－	4	－
合計		303	3	252	4	258	7	290	16	323	8

② 母子父子寡婦福祉資金貸付

県が実施する母子父子寡婦家庭の修学資金などの貸付事業について、申請・相談を受け付けています。

(貸付状況)

		修学		技能 習得	修業	就職 支度	就学 支度	計	合計 (件)	貸付決定額 (円)
		大学等	高校							
3 年度	母子	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
4 年度	母子	2	0	0	0	0	0	2	2	4,608,000
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
5 年度	母子	0	0	0	0	0	1	1	1	590,000
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
6 年度	母子	0	0	0	1	0	0	1	1	354,850
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
7 年度	母子	0	1	0	1	0	0	2	2	1,440,900
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		

③ 児童扶養手当

(令和 8 年度予算額 347,380 千円)

父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童(満 18 歳になった最初の 3 月まで)を養育している方に手当を支給し福祉の増進に努めます。

月額：48,050 円～11,340 円、児童 2 人目以降 11,350 円～5,680 円加算(令和 8 年 4 月以降の支給月額)

支給月：5・7・9・11・1・3 月

(認定者数) ※全部支給停止者含む。

(単位：人)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
新規認定	56	61	62	64	74
資格喪失	87	97	101	94	130
転入	5	1	10	6	6
転出	0	10	8	3	5
認定者	889	840	802	775	720
うち受給者	751	697	648	647	601
離婚等	649	565	567	565	528
父・母死亡	2	2	2	2	2
父・母障害	3	2	2	2	2

		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	遺棄	0	0	0	0	0
	養育	3	2	2	2	1
	未婚の母	72	68	59	62	60
	その他	22	22	18	14	8

④ 自立支援教育訓練給付金

(令和 8 年度予算額 193 千円)

児童扶養手当の受給者が就職やキャリアアップのために、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の 60% (上限額 20 万円。一般教育訓練給付金を受給できる場合は、それを差し引いた額) を給付します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件数 (件)	4	0	0	4	2
給付金額 (円)	148,401	0	0	164,289	32,000

⑤ 高等職業訓練促進給付金

(令和 8 年度予算額 5,771 千円)

児童扶養手当の受給者が看護師や准看護師などの資格取得のため、2 年間以上養成機関で修業する場合に、修業期間中月額 100,000 円 (市民税非課税世帯) 又は 70,500 円 (市民税課税世帯) を給付します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件数 (件)	4	7	6	4	5
給付金額 (円)	4,715,000	6,340,500	6,889,000	3,286,500	5,294,000

⑥ ひとり親生活応援・住まい応援給付金

(令和 8 年度予算額 3,480 千円)

高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、月額 50,000 円 (民間賃貸住宅に住民登録があり、他の公的制度による家賃補助等を受けない者は月額 70,000 円) を給付します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件数 (件)	4	7	6	4	5
給付金額 (円)	2,880,000	3,450,000	3,840,000	1,990,000	3,100,000

⑦ ひとり親家庭生活向上事業

(令和 8 年度予算額 619 千円)

ひとり親家庭の生活向上や親子のふれあいのために、自然体験活動、講習会、健康教室などを年に 2 回開催しています。

【新型コロナ等感染症流行の影響により、令和 3 年度・6 年度は 1 回のみ開催】

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
参加人数 (大人・子ども) (人)	8	28	37	18	40